

令和7年度 附属中学校 生徒心得

楽しく意義ある学校生活を過ごすために、常に西京高等学校附属中学校生として自覚をもち過ごしましょう。これらは生徒会員としての基本的な方針を示したものです。生徒会員全員が心得、以下の項目に則って生活を送りましょう。

I 生徒会スローガン・生徒心得

1. 第21期 生徒会スローガン

「まじマジ MAGICA!! ~360 個性+アソビゴコロ→まじか!!~」

この1年間私たちは、西京だからこそ出会える驚きと発見の場を作り、まだ見ぬ新しい自分、そして西京を築いていこうという目標をもとに生徒会活動を行っていきます。生徒会活動を通して混ざり合った個性による新たな化学反応(魔法のようなマジック)が、学校全体の「マジか！」へつながる西京を目指していきましょう。

2. 生徒心得

この「附属中学校 生徒心得」は、個人の判断に委ねる部分が多くあるが、これは自発的・自律的に自らの行動を判断し実行する能力(自己指導能力)を身に付けていくためである。学校生活や家庭での生活などすべての場面でより良い選択を意識し、自己指導能力を高めていこう。

授業への参加をはじめ、自分の役割を積極的に果たし、貪欲な姿勢で挑戦することを大切にしよう。

II 服装・頭髪・所持品等について

1. 制服

- ・本校規定の制服(カッターシャツ・ブレザー・スカートまたはズボン)を着用する。なお、体育の授業の際には、本校指定の体育服を着用する。
- ・制服は、夏服・冬服のどちらを着用してもよい。気候に合わせ、各自で判断する。
- ・式典の際は、冬季はブレザー、夏季はカッターシャツを一番上に着用する。(ポロシャツ等は不可)
- ・ベスト・セーターは、本校指定のもの以外も着用できるが、高校(黒または紺)に準じ、学校生活にふさわしいものとする。ベスト・セーターのみで登校する場合は、高校に準じ、本校指定のものを着用する。その他制服の組み合わせについては別紙を確認すること。
- ・スカート丈については、膝頭にかかる程度とする。
- ・必要に応じてタイツや本校指定のポロシャツも着用できる。

2. 靴

- ・校舎内の上履きは本校指定のスリッパ(学年別の色指定)、体育館シューズは本校指定の運動靴とする。
- ・下靴は体育の授業等で使用可能な運動靴とし、雨天時の長靴等は下駄箱で管理する。

3. 防寒用衣類

- ・登下校時、必要に応じて制服の上に着用してもよい。ただし学校生活にふさわしい華美でないものとする。
- ・防寒着や防寒具は、ブレザーを着てもなお寒いときには着用する。ただし、教室内では防寒具は着用しない。
- ・寒さに応じて防寒着の着用を認めるが、屋外との体温調節には気を付けること。

4. 頭髪

- ・健康的で清潔感の感じられる髪型にする。
- ・髪止めについては、学校生活にふさわしい華美でないものを使用する。

5. 装飾

- ・アクセサリー・化粧・香水・ミサンガ等はつけない。

6. 所持品

- ・所持品については、必ず名前を書き、責任をもって管理する。
- ・学校生活に不要なものは持てこないこと。【不必要なお金や高価なもの・携帯電話・通信機能のある時計・マンガ等も同様】
- ・昼食以外の食べ物は持てこない。

7. 昼食について

- ・昼食はお弁当を持ってくることを原則とする。【昼食は自分の教室で食べる】
 - ・昼食の購入は必ず登校前にしておく。学校の時間帯には原則として校外に出られない。
- ※お茶・乳飲料・スポーツドリンク・野菜ジュース(野菜 50%以上)類は持参してよい(昼食時に飲み切ること)が、その他ジュース類は持てこない。

III 登下校・学校内外の生活について

1. 登下校

- ・通学においては、あらかじめ申告した通学路を通り、交通ルールやマナーをしっかりと守る。
- ・自転車による通学は安全確保のため認めない。徒歩または公共の交通機関で登校する。
- ・朝は予鈴(通常 8 時 25 分)までに登校し、遅刻をしないようにする。
- ・下校時刻厳守。完全下校時刻は 17 時 00 分を基本とする。(原則火曜日は部活動なしで下校する。)
- ・考查 1 週間前は原則部活なし
- ・部活動がなく、特別に放課後の活動の指示、許可が出ていない生徒は速やかに下校する。
- ・部活動のある生徒は、部活動終了後は速やかに下校し、校内に残らない。
- ・図書館の開館中は、17 時 00 分まで図書館(自習スペースを含む)を利用することができる。
- ・公共交通機関を使用する際、車中やバス停等ではマナーを守って行動するように心がける。

2. 学校内での生活

- ・下校時までは無断で校外に出られない。特に必要な場合は担任に相談する。
 - ・学校内において所持品を紛失した時、速やかに担任の先生等に届け出る。
- ・校舎、校具等を破損・紛失した時は、すぐに担任の先生等に届け出る。破損等については原則弁償する。
- ・登下校の際および校内では、気持ちよく挨拶を交わす。

3. 学校外での生活

・外出するときは「いつ、どこへ、だれと、何をしに、いつ帰る」を必ず保護者に知らせておくこと。

特に夜の外出や人の多く集まる場所(繁華街や複合施設)には注意する。また、外出中や登下校の途中で、身の危険を感じることが起きたら、次のように行動する。

① 危険なもの(人)には近寄らず、近くの家や人に助けを求める。

② 救助を求める人に詳しく事情を話し、学校や家庭、関係機関に連絡してもらう。

③ 甘い誘いのことばや知らない人の呼びかけには応じない。また、プライバシー(個人的な情報)に関わること(住所・電話番号・生年月日等)は安易に人に教えない。

・友だち同士での物の売買や金銭の貸し借りはしない。

・出身小学校への訪問は必ず職員室へ行き、用件を伝えること。また、他の中学校への訪問はしない。

・アルバイトは原則として行わない。

IV 学校生活についての改訂手続き

本項目の改訂については、生徒会会則に準ずる形での改訂の手続きを必要とする。

<生徒会会則より抜粋>

第5章 第14条 生徒総会は、全会員をもって構成する本会の最高議決機関であり、最重要事項の決定を行います。

第16条 生徒総会は定期的に開くことを原則としますが、必要に応じて臨時に開くことができます。

第12章 第47条 本会の会議における議決は多数決で行い、可否同数の場合は議長の決定に従います。

第14章 第49条 この会則の改廃については、生徒総会での過半数の同意を必要とします。

毎年の生徒総会を全校で見直すための機会とする。改訂を希望する場合は、生徒総会前の学級討議で提案をする。

また、その他必要な場合は各クラスの代表委員を通じて生徒会本部に提案する。

V 出欠に関する諸届

1. 各種連絡について

- ① 学校と保護者との連絡については、必要に応じて手帳等を利用すること。特に、遅刻・欠席の場合は、始業前に必ず保護者から「すぐーる」を利用して連絡してもらうこと。また、電話連絡の場合は朝8時から8時15分までに保護者が理由とともに連絡すること。
- ② 前もって欠席、遅刻、早退することが分かっている場合は、その日より前に、保護者が理由を添えて必要事項を用紙等に記入し、学級担任に届け出ること。体育の見学等についても同様に届け出ること。(様式は不問)
- ③ 体調の急変などにより授業の途中で欠席(欠課)をする必要があるときは、教科担任または学級担任に申し出て、保健室に行くこと。また、早退の場合は原則、保護者と連絡がついてから帰宅とする。

2. 服喪について

服喪の期間は次のとおりである。

両親の場合	……7日	曾祖父母・祖父母・兄弟姉妹	……3日
おじ・おば	……2日	いとこ・おい・めい	……1日

3. 学校において予防すべき感染症と出席停止の期間

学校保健安全法施行規則により、学校感染症にかかった場合は、一定期間出席停止となり、欠席にはならない。本校所定の届け出用紙を学校HPからダウンロードし、保護者が記入して登校の際に提出すること。
「学校感染症とその出席停止期間」については学校HPに記載してあるので確認すること。

4. 非常措置について

台風や特別警報、災害時の非常措置(休校や下校)については別紙を参照すること。

VI その他

1. 子どものための電話相談窓口

